

柳井市都市計画審議会【議事録】

と き 令和２年２月３日（月） １３時３０分から１４時５５分

ところ 柳井市役所３階大会議室

（建設部長）

皆さんこんにちは。柳井市建設部長の古谷と申します。本日は大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから柳井市都市計画審議会を開会いたします。

初めに柳井市長がご挨拶申し上げます。

（柳井市長）

こんにちは。本日は、大変ご多用のところ下村会長様を始め委員の皆様には柳井市都市計画審議会にご出席をいただきまして本当にありがとうございます。また、平素から行政全般にわたり格別なるご高配いただいておりますこと改めてお礼を申し上げたいと思います。本当にいつもありがとうございます。

さて、本日ご審議をいただきます議案でございますが、前回の審議会の際に報告事項ということで若干お話をさせていただいておりますけど、国道１８８号柳井・平生バイパスに関する２つの議案でございます。一つ目は、山口県が決定をする柳井・平生バイパスのうち、柳井市の部分でございます都市計画道路裾の割線の道路幅員の変更を行うものでございます。この議案につきましては、山口県から意見照会を受けて皆様にお諮りさせていただくものでございます。二つ目は、柳井市が決定をする都市計画道路向地線についてでございます。これは先ほど申しました裾の割線の幅員の変更に伴う起点の変更を行うものでございます。こうした一連の都市計画変更手続の終了の後に、国におかれまして新規事業採択時評価を行っていただくという予定でございます。

今申し上げましたとおり、国道１８８号柳井・平生バイパスにつきましては、国、県、そして柳井市、さらに平生町、これらが一体となって来年度の新規事業化を目指し取り組んでいるという状況でございます。今月も１４日にその関係で国の方にお伺いをし、しっかりと要望活動をしてまいりたいと思います。更に、これら２つの審議終了の後に、現在、山口県が見直しを進めておられます都市計画区域マスタープランについてご報告をさせていただきたいと考えております。皆様方におかれましては、それぞれの見地からさまざまなご意見、活発なご審議をいただきますように心からお願いを申し上げまして私からのご挨拶とさせていただきます。本日も大変お世話になります。よろしくお願いします。

（建設部長）

最初に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

一つ目は、右上隅に「資料編」と書かれた議事次第でございます。

二つ目につきましては、事前にお渡しをしております配布資料、A4横の「議案書」でございます。本日お持ちくださるようには伝えておりましたが、お忘れになられた方がいらっしゃいましたらお申し出いただきたいと思います。

三つ目につきましては、カラー刷り A4 縦でございますが、「都市計画区域マスタープランの変更素案について」と書かれたその他報告事項の資料になります。よろしいでしょうか。

ここで、新しくご就任された委員さんのご紹介をさせていただきます。

議事次第の 1 ページ、委員名簿をご覧くださいと思います。

柳井市議会議員、石丸委員でございます。

(石丸委員)

よろしくお願いいたします。

(建設部長)

同じく柳井市議会議員、三島委員でございます。

(三島委員)

よろしくお願いいたします。

(建設部長)

どうぞよろしくお願いいたします。

その他のご出席者につきましては、大変失礼ではございますが、時間の都合上、席次表をもってご紹介に代えさせていただきます。

続きまして、定足数につきましてご報告いたします。

柳井市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定により、本審議会の開催には委員の半数以上の出席が必要となっております。

本日、15 人中 15 人の出席をいただいております。

それでは、議事に入ります前に、下村会長よりご挨拶をお願いいたします。

(下村会長)

皆さんこんにちは。柳井市都市計画審議会会長の下村でございます。よろしくお願いいたします。11 月に引き続きまして、今年度 2 回目の都市計画審議会となります。前回の都市計画審議会につきましては、多くのご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

この都市計画審議会は、柳井市のまちづくりの要となる都市計画に係る諮問議案を審議する場として、大変重要な役割を担っています。

本日は、市民の皆様にも関心の高い国道１８８号柳井・平生バイパスに係る大切な審議となります。委員の皆様におかれましては、慎重審議をいただきますとともに、円滑に議事が進められますようご協力をお願い申し上げまして挨拶と致します。

(建設部長)

ありがとうございました。

これ以降の議事進行につきましては、下村会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

(下村会長)

まず、議事に入ります前に、本日の議事録署名委員を運営規則によりまして私から指名いたします。

２号委員の皆様から三島好雄委員様、３号委員の皆様から安永孝裕委員様にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(一同) 異議なし

(下村会長)

ありがとうございました。よろしくお願いします。

(下村会長)

それでは、議事の審議に入りたいと存じます。本日の諮問案件は、第１号議案「柳井都市計画道路裾の割線の変更について」、第２号議案「柳井都市計画道路向地線の変更について」の２件でございます。それでは、２件の議案は、国道１８８号柳井・平生バイパスに関する案件でございますので一括して事務局から説明をお願いします。よろしくお願いします。

(都市計画・建築課長)

皆さんこんにちは。事務局を務めさせていただいております柳井市都市計画・建築課長宮本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座して説明させていただきます。

本日の議案は、山口県決定の１路線、並びに柳井市決定の１路線でございまして、「柳井都市計画道路の変更」に関する案件２件でございます。最初に、議案第１号の都市計画道路裾の割線について説明いたします。前方のスクリーンをご覧ください。

「国道１８８号柳井・平生バイパス」は、スクリーンの図面上、赤色でお示ししております柳井市南町五丁目の柳井地区広域消防本部前から平生町大字宇佐木の築廻交差点までの延

長約 2.2 キロメートルの国道バイパスとして昭和 49 年に計画決定されたものでございまして、その後事業化されず現在に至っております。この路線は、柳井市と平生町に跨っておりまして、都市計画上は、柳井市区間が柳井都市計画道路裾の割線として、平生町区間が平生都市計画道路国道 188 号線平生バイパスとしまして、それぞれの都市計画区域において都市計画決定されている路線でございます。

具体的な変更内容の説明に入ります前に、この度の変更に至った経緯についてご説明します。内容につきましては、昨年 11 月の都市計画審議会において報告いたしましたものと重複する部分がございます。スクリーンの左側の欄をご覧ください。昨年度、国、県、柳井市、平生町が連携して設立された「柳井・平生地域における道路整備に関する勉強会」におきまして、柳井・平生地域の道路整備の在り方について、現状の課題や地域の将来像を踏まえ検討されています。勉強会における検討の過程においては、住民アンケート等が実施され、地域の課題を抽出した上で、課題を解決する目標として、スクリーンの右側に掲げておりますとおり、6 つの目標が設定されています。次に、この 6 つの目標を踏まえ、対応方針が検討された結果、全ての目標を達成するルートとして、現在の都市計画ルートの採用が決定されています。その後、事業予定者である国において、現在の技術基準に基づいた道路計画案が策定されており、この度、この道路計画案に応じた都市計画変更を行おうとするものでございます。

それでは、具体的な変更内容についてご説明いたします。前方のスクリーン、並びに議案書の 3 ページをご覧ください。柳井都市計画道路裾の割線につきましては、南町四丁目の柳井警察署前交差点から、伊保庄字西田布路木の平生町境に至る延長約 1,210 m の主要幹線街路でございます。この度の変更は、赤色の矢印でお示ししております国道 188 号柳井・平生バイパスの区間について、現在の道路構造令等の技術基準に基づき、計画の見直しを行おうとするものです。スクリーンをご覧ください。裾の割線の現在の都市計画に定められている道路規格は、昭和 49 年当時の将来交通量推計値や、道路構造令などといった技術基準に基づいたものとなっていますが、現在の将来交通量推計値や技術基準に基づき見直ししました結果、27 メートルとして現在定めている幅員について、23.25 メートルに変更することとしています。

続きまして、議案書の 4 ページをご覧ください。ただいま説明しました道路幅員の変更に伴いまして、黄色表示から赤色表示のとおり道路区域が変更されることとなります。ここでスクリーンをご覧ください。拡大した図面をお示ししております。南町地区におきまして、現在の裾の割線の区域は、スクリーン上黄色で表示している範囲となっておりますが、先ほど説明しました道路幅員の変更に伴って、赤色でお示しする範囲のとおり道路区域を縮小する形で変更することとしています。図面の上側に伸びる形で赤色の範囲が広がっておりますのは、現在の国道 188 号との交差点処理の関係上、新たに道路区域に含める部分でございます。図面が替わりまして、田布路木地区における道路区域の変更前・変更後をお示ししております。スクリーンの図面左側に表示している平生町との境までが柳井都市計画道

路裾の割線でございまして、先程と同様に幅員の変更に伴い、道路区域を黄色で標示する範囲から赤色で標示する範囲に縮小する形で変更することとしております。

次に、都市計画決定事項の主な変更内容について説明いたします。前方のスクリーン、並びに議案書の5ページをご覧ください。幅員の変更に伴いまして、代表幅員を23.25mに変更し、併せまして幅員の内訳についても変更しています。また、本市では大字を削除して表示していることから、終点に当たります「柳井市大字伊保庄字西田布路木」を「柳井市伊保庄字西田布路木」へ変更しています。

続きまして、都市計画変更の手続の経緯について説明いたします。前方のスクリーンをご覧ください。この度の変更では、説明会を昨年10月26日に開催しており、所定の期間内に公述の申出はありませんでした。案の縦覧につきましては、去る1月7日から1月21日まで2週間行い縦覧者5名、意見書の提出はありませんでした。また、山口県から柳井市、平生町へそれぞれこの度の変更内容について意見照会がございました。このことを受けまして、本日開催の柳井市都市計画審議会における審議を経た上で、山口県へ回答することとしております。平生町では、明日2月4日に都市計画審議会が開催されることとであり、その後、2月6日に開催されます山口県都市計画審議会へ諮問される予定でございます。議案第1号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第2号は、柳井都市計画道路向地線の変更についてでございます。前方のスクリーン、並びに議案書の8ページをご覧ください。向地線は、伊保庄字東田布路木付近で都市計画道路裾の割線と接続し、市街地西側の縁辺部を通過し、新庄字土穂石に至る、延長1,460m、幅員12mの補助幹線街路として昭和49年に計画され、その後事業化されず現在に至っています。

この度の変更内容について説明します。スクリーンをご覧ください。先ほど説明しました裾の割線の道路区域変更に伴い、スクリーンの黄色表示から赤色表示へ縮小されることから、向地線の起点側の位置を紫色で標示した位置から緑色の位置に変更するものでございます。図面が替わりまして、スクリーン並びに議案書の9ページをご覧ください。向地線の起点側の道路区域の変更前・変更後をお示ししております。図面の黄色表示が変更前の起点の位置でございまして、接続する裾の割線の道路区域の変更に伴い、赤色表示の位置に起点を変更する関係で、延長が約10m延伸されることとなります。

次に、都市計画決定事項の主な変更内容について説明いたします。前方のスクリーン、並びに議案書の10ページをご覧ください。起点側の変更に伴いまして、全体の道路延長が約1,460mから、約1,470mに変更されます。また、本市では大字を削除して表示していることから、変更前の表記をそれぞれ変更しています。

続きまして、都市計画変更の手続の経緯について説明いたします。前方のスクリーンをご覧ください。この度の変更では、説明会を昨年10月26日に開催しており、所定の期間内に公述の申出はありませんでした。案の縦覧につきましては、去る1月7日から1月21日まで2週間行い縦覧者5名、意見書の提出はありませんでした。以上で、第1号議案及び第

2号議案の説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。

(下村会長)

ありがとうございました。ただいま説明のありました第1号議案及び第2号議案につきまして、ご質疑がありましたら挙手の上、よろしく願いいたします。

(石丸委員)

裾の割線の幅員が3.75mになりますよね。それから向地線の延長が1,460mから1,470mで10m増えるわけですよね。国道の幅員が3.75m減って、そして向地線の延長をどうやって計算したのかわからないのだが。

(宮本課長)

向地線におきまして延長が10m伸びるというお話をさせていただきましたが、石丸委員さんのご指摘のとおり、バイパスの幅員が3.75m縮小されます。そして、都市計画の決定上は延長10m単位で丸めて計画決定を行っておりますので、その関係で丸めて10m。したがって、1,460mが1,470mになるということでございます。

(下村会長)

実際は2mしか伸びないのだけれど、計画上は10mの単位で一括りにするという意味でよろしいでしょうか。

(宮本課長)

そうでございます。

(三島委員)

裾の割線の幅員が短くなるというのは議案の理由に書いてありますが、現在の道路構造令等の技術的基準を踏まえるというのが理由になるのですか。具体的に、そのへんはどうでしょう。

(宮本課長)

少し専門的なお話になりますけれども、これまで計画決定しておりました裾の割線いわゆる国道バイパスにつきましては、こういったバイパスのように新設や改築する場合に適用する道路構造令という技術的基準がございまして、その中で定められております道路区分というものがございます。これまでは、第3種第1級という道路区分に該当しておったのですが、この第3種第1級というのは平たく申し上げますと実際の将来交通量でしたり、あるいは道路の沿道の状況でしたり、そういったところで決まってくる種級区分でござい

す。第3種第1級ということが、その当初は日交通量が2万台以上を想定しておりましたが、直近の道路交通センサス等を見ますと大体1万8千台程度で推移しておりますので、2万台未満ということで、現在の種級区分でいきますと1級から2級になります。そういった関係で、この種級区分に応じて幅員構成、具体的に言いますと車道ですとか中央分離帯あるいは路側帯、路肩といったそれぞれの横断構成が変わってまいります。したがって、全体で27mあったものがそれぞれ少しずつ狭くなって23.25mに縮小されるものでございます。

(三島委員)

大変よくわかりました。

(村上委員)

この図面が出ているところなのでお尋ねしたいのですが、交通量センサスのことなのですが、自転車の走行する場所や安全についてしばらく研究や市民活動もしているのですが、山口県の「道路交通センサス」のデータを提供いただいている見比べていたことがあるのですが、5年に1回程度だったかと思うのですが、直近でいうと、先ほどの話はいつの交通量センサスなのかということと、それから、車道とか路肩の幅員を狭めているのですが、自転車はどこを通るという前提の断面構成なのかというのが気になるのとそうやって狭めてそれでもなおかつ車道に自転車を通してもよろしいということであれば、60kmという設計速度は実際のところ50kmぐらいにしてもいいのではないかと、その方が安全ではないかと思うので、少しずれるかもしれませんが教えていただければと思います。

(都市計画・建築課長)

ただいま村上委員さんからお尋ねのございました、最初の道路交通センサスの時期でございますけれども、国、県の方から聞いておりますのは平成27年が直近の数字でございます。柳井市側で日交通量が約1万8千8百台、平生町側で約1万2千4百台、そういった交通量なりを元に、先ほど申し上げました種級区分を変更し、横断構成も変更されているというふうに聞いております。

まず、自転車歩行者道の考え方でございます。両側に3.5mそれぞれ自転車歩行者道として計画されておりますが、柳井市内の国道を見ますと特に南町をイメージしていただければと思うのですが、それぞれ4車線の外側に同じような形で自転車歩行者道が設定されておまして、市内の南町辺りは沿道に大規模店舗も立地しておるということもございまして、自転車歩行者道の中を自転車が通行する部分と歩行者が通行する部分を分離して色表示で使い分ける形になっております。その辺りは国土交通省さんが上手に整備されていらっしゃると思います。近年、道路交通法も改正されまして自転車は車道にという一般原則が

ございますけれども、村上委員さんご指摘のとおり設計速度が60kmの国道バイパスで、この4車線ある中を自転車が通行するというのは、あまり現実的ではないというふうに私も考えておりまして、これはまた、柳井市なり地元として事業主体である国土交通省さんと意見調整する中で決まっていくのだろうと思いますが、この自転車歩行者道3.5mの中をきちんと分離した形で表示し整備し、そこを決められた交通区分で通行していただくというのが一番現実的な整備の在り方なのかなというふうに思っております、説明が長くなりましたが、現在の南町の整備状況をイメージしてご説明させていただきました。

(村上委員)

山口県の交通量センサスは平成27年とその前は何年だったか忘れましたが国交省の交通量の測定の方針が変わって、以前は歩行者と自転車を数えていたものが歩行者と自転車を数えなくなっているわけですね、そのことはこういう道路の計画とか、安全な自転車の量とか、設計を考える時に自転車ネットワークとか、まちなかの活性化とか、歩行者がどのくらい増えているのか、減っているのか、まちづくりの効果があるのかっていうのを見ていく時に歩行者と自転車をきちんと計っていくということは重要だと思うので、機会がありましたら山口県の方にそういう要望を挙げていただけたらと思います。

(都市計画・建築課長)

村上委員さんのご意見はおっしゃるとおりだと思っております。こういったバイパス整備はどうしても車優先で物事を考えておりますけれども、柳井市独自で自転車ネットワークの在り方とか歩道整備の在り方についてなかなか議論する機会がありませんでしたけれども、こういった場でご意見いただきましたので機会を捉えて山口県の方にもお伝えしたいと思いますし、併せて本市としましても自転車交通をより快適にどういうふうな形で整備すべきか、その点市道も県道も同じだと思っておりますので、今日いただいたご意見を参考にさせていただけたらと思っております。

(村上委員)

自転車活用推進法ができて、国が活用推進計画を作って山口県が活用推進計画を今策定中なわけで各市町がそれぞれ自転車の利用の安全面とか、健康面とか、観光面のネットワークの利用とかそういう推進策を作っていく時期に当たるので、柳井市さんとしては今どういう準備段階なのか、計画なのか参考までに教えていただけたらと思うのですが。

(都市計画・建築課長)

本市としましては、なかなか市道改良ひとつとっても市民の要望どおり改良できていない部分もございます、そういった時にいわゆる交通安全対策、特に小中学生の通学路の安全対策という観点で自転車の通行あるいは歩行者、通学者の安全確保という点での議論

は、関係者の間でしていただいたり、あるいは道路整備に当たってはそういった配慮をするのですが、村上委員さんが言われる自転車ネットワークの在り方をどういうふうに反映していくかとか、そういったところまではなかなか本市では議論を深めたことがないので、来年度以降そういった道路整備の在り方あるいは道路整備の方向性について考えていく際には、そういった視点も取り入れて、まさに自転車活用推進法につきましては、新しくできた法律だと思いますけども、国が進めておりますのでそういったところを参考に本市としても自転車の在り方について少し整理してみたいと思っております。

(榎本委員)

周東総合病院と柳井商工高校の交差点の所ものすごく危ないですよ。何回も事故が起っていますので、ここにバイパスができるとすごく良くなると思うのですが、工事をやる時にうまいこと迂回ができるんですかね。その辺りを少し聞きたいと思います。

(都市計画・建築課長)

手続が順調に進みまして令和2年度から新規事業採択を得るという前提でお話すれば、当然、事業主体は国土交通省の方になってまいります。一方で、柳井市あるいは平生町も地元調整、特に用地買収もそうですけれども、ただいまご意見のありました工事中の安全対策ですとか、特に、現国道は生活道路として、更には広域幹線の通過交通処理の役割を担っておりますので、そういったところを地元の柳井市、平生町として事業主体の国土交通省、更には山口県とも連携を図って、万全を期して事業を進めたいと考えております。

(目山委員)

都市計画決定に関わることで確認ですけれども、裾の割線を変更することについて、昭和49年から見直しをせずに、事業化に当たって見直したいという認識でいいんですよね。事業化を前提にしてこれを見直すと、事業化に関しては見通しがあればどのくらいの時期にこれを造ろうとされているのか、どのくらいの時期までに出来上がるのかが分かればご回答いただきたい。それから、向地線の変更については見直しをするに当たって、都市計画道路で接続部分を見直すことは当然のことなので、これはこれで良いと思います。問題は、この路線も決定してから50年近く整備してないので、これについては市決定の方でしょうかから市の方でどういう見通しを立てているのか、あるいはこれは当面造る予定がないのか、その辺りのところについてご回答いただけるとありがたいです。

(都市計画・建築課長)

ただいま目山委員さんの方から大きく2点ご質問なりご意見をいただいたかと思います。

まず1点目の事業化の見通しについてでございます。冒頭ご説明いたしましたように、この裾の割線につきましては、昭和49年に都市計画決定され、その後、平生側ですとか柳井

バイパスを順次整備してきましたので、なかなか長期未着手ということで事業が進捗しませんでしたけれども、先ほど申し上げました国、県、柳井市、平生町で勉強会が設立され事業化に向けて共通認識がなされたということで、現在、事業化を前提に都市計画変更手続を進めているところでございます。仮に、来年度の国の予算において新規事業化されますと、当然、事業段階に入っていくこととなりますが、近年の例でみますと、国道188号、同じ路線でいきますと岩国方面で岩国大竹道路ですとか昨年度採択されました藤生長野バイパスの例もでございます。どうしてもやはり、10年あるいは20年というスパンで事業期間にかかるものというふうに考えております。しかしながら、柳井・平生バイパスの場合は延長2.2kmでございます。先ほど申し上げました藤生長野バイパスについては7km少しあるということで、延長が短いから早くできるというふうに単純には思いませんが、その辺りの事業期間についてはどうしても道路事業の性格上、長期にわたってしまうところがございます。地元の自治体として用地買収をスムーズに、地権者のご協力もいただいたり、努力をしながらこの事業期間についてはできるだけ短く進めていきたいと思っております。ただ、事業化の見通し、完成の見通しについてはなかなかはっきり10年かかります、20年かかりますとは、今、申し上げられませんが、そういった努力をしてまいりたいというところでございます。

二点目の向地線につきましては、おっしゃられますとおり、こちらも長期未着手で40年近く経っておるということでございます。図面の黒色でお示ししているのが柳井市の市街地、特に西側での都市計画道路網でございますが、その中で南町のいわゆる土地区画整理事業を行った所は、ほぼ完成形でございます。一部、今、古開作線での土穂石の河川改修に伴いまして橋の架け替えを県事業の方で行っていただいております、橋本橋から市道西向地線までの間を市道として整備する予定でございます。したがって、向地線につきましては、この接続する古開作線の見通しが立ちますのがあと1、2年かと思っておりますのでそれまでに、まずはこの市街地全体の長期未着手道路について見直しを行った結果、向地線の道路整備の在り方について検討してまいりたいと思っております。市道箕越大祖線より北側については現道もございません。そして、この接続する都市計画道路の見通しも立っておりませんので、この辺りをどうするかというのは、今後のいわゆる長期未着手道路の中で廃止統合そういったものも含めて議論していく必要があると思っております。併せまして、柳井・平生バイパスと現道との間の路線の取扱いについても周東総合病院ですとか柳井商工高校がございましたので、そういった沿道の施設との位置関係も考慮しながら、こういった形で現道と新しく整備されるバイパス等を接続していくのか、その辺りも柳井市なりに検討してまいりたいと思っておりますし、地元の方とも協議調整しながら進めてまいりたいと思っております。いずれにしても、この都市計画道路向地線、今回はいわゆる裾の割線に伴う変更でございますが、数年先にはこの路線の在り方について検討を進めた結果、また、この審議会にお諮りしたいというふうに考えているところでございます。

(秋良委員)

議案書の３ページ、この地図を見ていただいたら分かると思うのですが、ちょうどこの新しいバイパスができる入口の地点ですかね、消防署がある所ですが、現在、この消防署の手前にガストとかマクドナルドなどの商業施設があるのですが、そこから出られるお客さんが、直進と右折ができないんですね。左折で出られて、ちょうど消防署の前で U ターンしたときに渋滞しているというのを現状確認しているのですが、仮にバイパスができたとしても、その辺りの交通の捌きというのはイメージが無いと結局また渋滞をしてしまうことが予想されるので、バイパスから戻ってくる U ターンする車とかち合っただ渋滞したりとか、実際にそういうものが出来上がった時にこれぐらい渋滞する、こういう交通の捌き方がある、そういうことは予想されたりとか想定はされておるのでしょうか。

(都市計画・建築課長)

前方のスクリーンをご覧くださいなのですが、先ほど議案説明の中でもお話しいましたが、この黄色部分が縮小されて赤色に計画見直しを行って整備を行うというふうに申し上げましたが、今、概略の設計といいますか図面上での設計なので、まだはっきりとしたことは申し上げられませんが、この新しくできる土穂石川を越える橋につきましては、いわゆる河川断面も確保する必要がありますので、現状の橋よりも高い位置で川を越えていくようになります。したがって、その手前から道路を高くして吊り上げて行って橋を越えていく、橋を越えますと盛土構造いわゆる高い位置で土を盛って高くして越えていくようになりますので、消防署の前ですとか、今、秋良委員さんお話のありましたガストとかマクドナルドがあるこの辺りから新しくできるバイパスの道路高が上がってまいります。したがって、消防署ですとか沿道の商業施設が直接このバイパスに出入りができないような構造になるというふうにお聞きしております。今日、お諮りする都市計画の道路区域の幅としてはあくまでも赤色の区域なのですが、先ほど申し上げた消防署ですとか、小売店舗が直接出入りできない構造となりますと、なかなか問題があるというふうに地元としても思っておりまして、その辺りについては、今後、この辺りの沿道を利用されるお買い物の方もそうですし、商業施設の方あるいは消防署とも協議を重ねた上で国土交通省さんとも協議をしながら決めていきたいというところでございます。いずれにしても、秋良委員さんの言われました現状の交通の状況が必ずしも良いとは思っておりませんので、そういったところも解決につながるように取り組んでいきたいというところでございます。

(秋良委員)

今の説明ですと、今、商業施設の前に道ありますよね、このバイパスが出来上がった時はイメージ的に言うと高架橋のような立体の橋なるものができて、直接、商業施設からバイパスに入ることもできない。逆に、具体的な構想として、高架橋の下を潜るような道は設計さ

れているのですか。

（都市計画・建築課長）

先ほど言いましたように、まだ国土交通省も具体的に現地の測量をしておるわけではありませし、あくまでも、図面上で設計しますと高低差がかなり生じますので直接出入りができなくなるというふうなことをお聞きしているだけです。今、側道の絵が描いてありますが、実際どういった形で消防署なり、あるいは商業施設の方に入りにしていただくかというのは事業化された後にまた協議を進めていくような形になろうかと思います。

（秋良委員）

今の話で言うと、具体的に計画だけが進んでいる状態で、例えば商業施設の方とか地域の方の方にまだ説明する段階ではないとは思いますが、いずれそういう説明会とか、こういう高架橋ができて車の出入りが良いとか悪いとかあろうと思いますが、その地域に住まわれる方にとったらバイパスができることによって生活の環境、交通の安全、逆に高速道路じゃないですけど交通がストレートになるほうが、その近隣の商業施設を利用する人からしたらちょっと使い勝手が悪くなるなんてことがあれば、そういうことを事前に想定して説明しておかないとね、できてから、これはこんなことになるとは思わなかったと言われるという問題が出てくると思いますので、参考意見として思っただけければ。

（都市計画・建築課長）

私の説明が足りなかったのですが、説明会を昨年の9月と10月にそれぞれ行っておりまして、特に9月の説明会につきましては、そういった影響が予測される方々、特に直接の地権者あるいは沿道に面する方で影響を受けられる方に直接ご案内を差し上げまして、こういった影響がありますということをお伝えしております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、どのくらい高低差ができるのか、どういうふうにアクセスすればいいのかということについては、今後、協議をしていきたいと思いますということでお話をしております、いずれにしても事業化の段階になったときにきちっとその辺り丁寧に取り組んでまいりたいと思います。

（岸井委員）

まず、自転車の問題ですが、村上先生が非常に良い指摘をされてありがたいと思っっているのですが、ここはご存じのとおり高校生が自転車で走り回るというふうな場所だと思いますので、その辺りのいわゆる環境整備といいますかしっかりとやっていただきたいという要望でございます。

それから村上先生がおっしゃったように、この柳井のいわゆる自転車に関する活用推進法に則った柳井市としての取り組み方、これは先ほど柳井としてそういうふうなことを検

討していきたいというふうなことをおっしゃいました。是非それを実行していただきたい。お願いいたします。実際、柳井市自身がいわゆる自転車であちおこしというふうなことを言っているわけですから、その割には自転車に快適な道路には程遠いというふうな所が随分ありますのでそういった点も含めて行政としてこの際、自転車と歩道ですか、そういうふうなものとの関連性、それからまちのいわゆる計画づくり、そういうふうなものをしっかりお願いしたいと思います。

それから、今までの話を聞いていると、まだ検討されなければならない部分が随分残っているという感じがするのですけれども、今日の会議の冒頭で来年度の新規事業化を目指すというふうなことを市長おっしゃいましたけど、来年度の新規事業化を目指すというのは具体的にどのようなことなのか、例えば予算的にどういうふうなことをやろうとしているのか、そのへんございましたら説明をお願いしたいということです。

それから、これも話の中で入っていましたが、周東総合病院それから柳井商工高校に入るルートに関連性についてはこれから検討するんだというふうなお話があったけれども、その辺りに関してはどのような計画でいつ頃までにどのようにするのかというふうなことが具体的に話すことのできるような段階なのか、そのようなことは全然検討も何もしてないというふうな状況なのか、そういったことについて伺いたいと思います。

(都市計画・建築課長)

ただいま岸井委員さんの方からお尋ねのございました、まず1点目、新規事業採択を目指すということについてでございますが、前回の都市計画審議会でもお話ししたとおり、この国道188号柳井・平生バイパスにつきましては、柳井市と平生町あるいは近隣市町が一体となって国、県へ強く事業化を要望している路線でございます。そういった中で先ほど申し上げました勉強会が立ち上がり、今年度からは国において「柳井・平生バイパス」という形で調査費も計上いただいております。新規事業化を目指すということで、国に対しては今年度精力的に要望活動を行っておりまして、先ほど市長のあいさつの中にもございましたとおり、この都市計画の手続が終了すれば、それを受けまして国の方で新規事業化に向けた「新規事業採択時評価」いわゆる事業評価を行っていただけるというふうに聞いております。そういった諸々の手続を経た後に新規事業化という取扱いになろうかと思っておりますので、先ほど申し上げました新規事業化を目指すというのは、そういった意味でございまして、令和2年度において国の予算で「柳井・平生バイパス」という形で採択をいただければそれが新規事業化ということでございます。

ただ、岸井委員さんが言われましたとおり、まだ、いろいろな課題がたくさんございます。この都市計画の手続はあくまでもその一貫でございまして全体の事業からみれば、まだまだスタートラインにようやく立てるかなというところでございまして、先ほど言ったアクセスの問題ですとか河川改修の問題もございますけれども、そういったいろいろなところを一つ一つ丁寧に地元自治体として取り組んでまいりたいというところでございます。

2つ目、お尋ねのございました周東総合病院ですとか柳井商工高校へのアクセスの問題についても同様でございます。まだ、現在は国の方から計画についての素案が示された段階で、それを受けて例えば柳井商工高校、周東総合病院へのアクセスをどうするのか、先ほど秋良委員さんから言われました沿道に立地する大規模店舗へのアクセスはどうするのか、いろいろな課題がございます。そういったところを、いつまでにというのははっきりお示しできませんけれども、今後、事業化されれば測量をし、その測量した成果を元に図面を描いていく、具体的な絵ができてこようかと思しますのでそういった段階の節目節目を捉えて、地元調整はもちろん柳井市の役割でございますので地元調整を行った上で事業主体である国更には県とも調整をしながら、平生町と連携を取りながら進めていきたいというふうに考えております。

(有近委員)

岸井委員に関連してなのですが、やはり、高校生の通行と周東総合病院へのアクセスというのはこの道のバイパス化の面で一つの目的にもなっていると思うのですが、そういう意味で幅が広がることはあっても狭まることはなかなか考えてなかったのですが、この道路構造令というのは、自動車道、歩行者道、自転車道などの通行の独立とか安全のためにどうするかっていうことで作られているもののようなのですが、この構造令の基準に当てはめれば、狭めなければいけないとなっているのでしょうか。やはり高校生の安全というのが心配で、ただし書きもあるようなので、その辺り検討がされているのかというのが気になりました。それから、赤線の所がでこぼこになっているのですが、ここはどういう所なのか教えていただければと思います。

(都市計画・建築課長)

前方のスクリーンでご説明いたしますと、先ほど土穂石川を渡って高い所を道路が通過するというお話をしましたが、川を渡って、この辺りはかなり地形的に低い所で、逆にこの辺りは田布路木峠、いわゆる峠道で高い所ですので、図面では分かりにくいのですがこの辺りは山を切って掘割のような形で両側が高くてその下を道路が通っていくような構造になります。そのため、膨らんでおりますがこれは道路の法面、切土です。逆にこの辺りは地形的に低いというふうにお話しましたが、道路が高い所を通って、その両側は道路の計画高より低い位置にありますので、土を盛って法面を造って道路を仕上げていくという形になりますので盛土です。先ほど標準幅員が23.25mと言いましたが、あくまでも道路機能を確保するのが23.25mで、あとは沿道の地形に合わせまして盛土だったり切土だったりということで、道路の赤い表示いわゆる道路区域が広まったり狭まったりしているということでございます。

(目山委員)

議論が大変発展しているので論点確認ですけれども、審議会として通るべきところはまず裾の割線の道路規格を下げる、これについて審議会は同意するかどうかですよね。これは県の決定の方が強いわけで、これでどうかって意見を求められている。向地線については接続手続を柳井市としてするっていうよりもこれに対して、これは審議会が決定できるわけです。その上で、私は両方良いと思います。なぜなら、今断面がでていますが規格を下げることによって黄色の部分の土工費が減るんですよ。狭くなるってことは、土工費が減る、1 m³の土を動かすだけで1万円ぐらいかかるわけですから。だから、そうしてでも空間を確保して、いわゆる自転車歩行者道として3.5 mとってあるのであれば、自転車と歩行者は分離できるっていう前提であるわけですよ。どんなスピードで走るかは別ですけど、そういう意味で土工費を下げるといいますか、この工事をするエリアを小さくしてでも早く作ったほうがいいのか、そのために動き出していることなので、そういう意味ではこのところは規格を下げることに對しては同意していいのではないかなと、それから、それに伴う接続手続は当然やるべきことという前提においてですね、やっぱり審議会として意見として早期事業化を促すっていう前提なので、早期事業化に対しては審議会として意見を言うべきではないかなと、規格を下げる、それをやるのを容認するけれど是非とも早く作ってくれと。それから、道路網の見直しの話もされていました。向地線のところは将来的にも未着手の上に現道がないっていう区間も含んでいてそれは見直ししないといけないっていうのを言われているのでやっぱりこれも適切な時期に見直していつて長期未着手を解消、廃止するなら廃止する、かかっていけば、その土地の持主さんは建築ができなくなる、しにくくなる前提になりますから、それとネットワークとして本当に今のでもいいのかと、それを見直していく時期がやっぱり必要じゃないかというのは言うべきかと。

自転車に関しては、是非ともお願いしたいのは3.5 mの自転車歩行者道というのは1 m、1 mで歩行者の通り道なんです。すれ違い、1.5 mは自転車の通行帯なんです。併せて3.5 mで今運用してるんです。これ道路構造令に出てるやつです。それを前提にすると一番ギリギリの規格なので通行帯の路面標示をしないかぎり自転車と歩行者はきれいに分かれませんか。また沿道に高校がある、高校もですね、実を言うと平生町側からも来る可能性もあるし、自転車歩行者道というと3.5 mこれ十分とは言いませんけど、3.5 mを確保するのであればやはり要望として、それに対する安全対策、通行空間を空けるとかいうのは、やはりこの中の議事録で意見として残していただきたいなど、以上です。

(下村会長)

今、目山委員さんがおっしゃいました、その事業をとにかく早くできることを前提に承認するとはおかしいですけど、早くして欲しいという要望とか、その辺りの車道と歩行者を明確にできる何か方策を付記したらどうかというようなことを多分言われたんだと私は思いましたが、それについてはどうでしょうか。

(都市計画・建築課長)

今日、いろいろとご意見なりお話をいただいた中でまた県の方には機会を捉えてお話したいと思っておりますが、意見照会につきましては法令上の手続でございますので、事務局としましては県知事に対しては原案のとおり異存ない旨を回答したいというふうに考えております。ただ、先ほどからお話のあった、自転車の問題ですとか歩行者空間の問題についてはいろいろ柳井市としても考えるところがございますので、事業化の段階で国あるいは県と協議を重ねていきたいというところでございます。

(下村会長)

それでは、特にご意見も出尽くした感がございますので、採決に入りたいと存じます、よろしいでしょうか。

(一同) 異議なし

(下村会長)

採決は第1号議案と第2号議案について別々に行います。

それでは、第1号議案について、承認される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成でございます。議案は出席委員の過半数をもって決することになっておりますので、第1号議案は承認されました。

続きまして、第2号議案の採決を行います。

第2号議案につきまして、承認される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございます。第2号議案は承認されました。

承認されました議案につきましては、市長さん宛に速やかに答申することといたします。ありがとうございました。

それでは、その他の報告事項に移ります。報告事項「山口県が定める都市計画区域マスタープランについて」事務局からご説明の方よろしく申し上げます。

(都市計画・建築課長)

山口県が定める都市計画区域マスタープランについて説明いたします。お手元にお配りしておりますA4版縦のカラー刷り1枚ものでタイトルが「柳井都市計画区域都市計画マ

マスタープランの変更素案について」と表記されている資料をご覧ください。

山口県内では柳井都市計画区域を含め全部で18の都市計画区域が指定されており、それぞれの区域ごとにマスタープランが定められています。現在、山口県ではこのマスタープランの見直しを全県的に進めており、令和2年度中の変更を目途に法手続を進めているところです。柳井都市計画区域のマスタープランは、平成16年に都市計画決定され、平成24年に一度都市計画変更され、現在に至っています。

資料の表面の上段、黒い太枠で囲まれた部分をご覧ください。マスタープランは、法令上の名称が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」でございまして、都市計画法第6条の2の規定により都道府県が都市計画に定めるものとする、とされています。マスタープランに定める事項は、大きく3つございます。1つめの水色で表示されております都市計画の目標、2つめの緑色で表示されております区域区分の決定の有無、3つめの黄色で表示されております土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などに関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものとされています。2つめで区域区分の決定の有無と申し上げましたが、これは前回の都市計画審議会でもお話がございましたとおり、いわゆる「線引き」と言われるものです。

資料の一番下をご覧ください。注釈がございまして、小さい字で恐縮ですが、都市計画の専門用語で、特に柳井都市計画区域におきましては、従来からいわゆる線引きを行っておりませんので、本市の場合「市街化区域」あるいは「市街化調整区域」に区分するという協議、議論の機会が少ないものでございます。

続きまして、資料裏面の一番上をご覧ください。今後のスケジュールにつきましては、山口県において法手続を進めている段階で、広報等で随時お知らせしておりますが、着色表示されている説明会を2月10日、公聴会を2月27日にそれぞれ開催が予定されているところです。その後、年度が替わりまして、本年7月頃、山口県から柳井市へ意見照会がなされる見通しであり、その際には本審議会へお諮りする予定でございます。以上で、報告を終わります。

(下村会長)

ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、報告事項につきまして、ご質疑等ございましたら挙手してご発言いただければと思います。

(岸井委員)

柳井市は都市再生推進協議会という組織がありまして、その中においていわゆる立地適正化というふうな計画を作ろうとしているというふうに私は聞いておりますけど、それとこの内容との関連性といいますか、これはどのようになっているのでしょうか。

(都市計画・建築課長)

ただいまお尋ねのございました、都市計画区域マスタープランと前回の都市計画審議会でもご報告いたしました立地適正化計画との関係でございますが、なかなか専門的で恐縮なのですが、いわゆるマスタープランにつきましては、県が定めます都市計画区域マスタープランと柳井市が定めます市町村のマスタープランと２種類ございます。いずれも、いわゆる都市計画法上の法定計画ではございますが、今回、改定いたしますのは山口県が定める都市計画区域のマスタープランでございまして、今、議論を進めております立地適正化計画の上位計画に当たるものでございます。県が定めますマスタープランに即して立地適正化計画あるいは市のマスタープランを定める、そういった位置関係になろうかと思えます。県のマスタープランがあって市のマスタープランがあって、更に立地適正化計画という新しくできた制度がありまして、なかなか一般の方には馴染みが薄い計画ではございますが、いずれも法定計画で今後の都市計画の在りようを定める上では大変重要な計画となっておりますので、その辺り丁寧に説明できればと思っております。

(岸井委員)

そうしますと、今、いわゆる県のマスタープランの変更といえますか、そういうふうなものが行われようとしている中で、これに基づいて柳井のマスタープランも変更するということですね。

(都市計画・建築課長)

先ほど申し上げましたように、県のマスタープランも平成１６年それから直近の見直しが平成２４年ということで、定期的に見直しを行っておりますが、県のマスタープランが改定されたからといって、直ちに市のマスタープランも変えないといけないかというところではありませんので、その都度、適時適切な時期に見直しを行うということで、現在、柳井市としては立地適正化計画の方を先行して進めておりますし、新たにできます県のマスタープランに即して、立地適正化計画を作成し、それを反映した形で柳井市のマスタープランも作成していきたいということで、段階をおって手続を進めていきたいというふうに考えております。

(岸井委員)

マスタープランの方が上位にくるというようなお話がさっきありましたが、実際問題、柳井市のマスタープランというのは、何年に作られたものでしたかね。そういう状況の中で、要するにそれが上位にきた状況で、今の柳井市の立地適正化計画を立てようというふうにしているのでしょうか。

(都市計画・建築課長)

上位計画と申し上げましたが、県が定めますマスタープランが上位にくるということで、立地適正化計画と市のマスタープランは横並びいわゆる調和させるということで横並びでございます。国の言い方をしますと立地適正化計画は市のマスタープランの高度化版という位置づけでございますので、柳井市の場合は従来から申し上げますとおり、立地適正化計画を定めた上でそれを包含した形でマスタープランの見直しを行いたいというものでございます。

(岸井委員)

現在のマスタープランは何年に作られたのでしょうか。

(都市計画・建築課長)

現在の柳井市の都市計画マスタープランは平成21年に策定されたものでございます。

(君国委員)

いろいろと国、県、市の方のやり方もあろうと思います。やはり、今までの積み重ね、実績、いろいろと計画等も準備をされて柳井なら柳井なりにお考えがあらうかと思います。そういう中で、次から次に計画が出てきますが、5年経った、10年経った、この計画は20年、さっきの先生のお話のように40年経ってもまだできない、今からやったら随分と時間が掛かるわけですね、とにかく時代の流れがあれだけ早いのに行政の方はゆっくりゆっくり、それは慎重審議やることも大いに必要ではありますが、もう少しスピードを早めてですね、子供や孫がいつまで経っても柳井はできないじゃなくて、柳井もスピード感があって、まちもどんどん変わっていくな、そういうふうなまちづくりを大いに要望しておきます。

(下村会長)

その他ございませんでしょうか。

(一同) なし

(下村会長)

特にご意見等ないようですので、以上で審議を終了いたします。円滑な議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

(建設部長)

下村会長さんにおかれましては議事進行、誠にありがとうございました。また、委員の皆様方には、貴重なご意見を多数いただきまして誠にありがとうございました。大変お疲れ様

でございました。以上をもちまして、柳井市都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。